

**<絶対値要件(要件1)チェック表>**

☞ 実績判定期間内に、公益目的事業費用の額が1億円未満の年度がある場合に以下の項目を入力してください。

<b>①実績判定期間(必須)</b>	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日
<b>②実績判定期間における月数(必須)</b>			ヶ月	(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。					

**③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300,000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。**

<b>③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数</b> (自動計算⇒)	
<b>④年平均の寄附金額</b> (自動計算⇒)	

	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
<b>⑤公益目的事業費用の額(※)(必須)</b>					
<b>⑥判定基準寄附者数(実際の寄附者数)(必須)</b>					
<b>⑦判定基準寄附者数(計算後の寄附者数)(自動計算⇒)</b>					

※ 公益目的事業費用とは、公益目的事業会計における経常費用のことを言います。同費用の額が1億円未満の年度については、当該年度の正味財産増減計算書内訳表を添付して提出してください。特例民法法人又は一般社団・財団法人であった期間における事業年度で、公益目的事業を区分して経理していない場合等には「-」を記入し、実績判定期間内に含まれない事業年度については空欄にしてください。

**実績判定期間内の事業年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP5においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる事業年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない事業年度については空欄にしてください。**

	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
<b>⑧寄附金額(円)(必須)</b>					

### ＜チェック表＞

PDFにせず、エクセルのまま御提出下さ

実績判定期間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
＜判定式＞ 寄附金等収入金額(Ⅰ) ÷ 経常収入金額(Ⅱ) = <span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 50px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span>									

寄附金等収入金額		(自動計算⇒)	Ⅰ	
受入寄附金総額(必須)			①	
控 除 金 額	一者当たりの基準限度超過額の合計額(必須)		②	
	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額(必須)		③	
	寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額(必須)		④	
差引金額(①－②－③－④)		(自動計算⇒)	⑤	
会費収入(社団の場合) <small>(⑤欄又は付表A欄のいずれか少ない金額を限度に記載できます。)</small>			⑥	
国からの補助金等の額 <small>(※当欄又は⑩欄のいずれかのみに記載できます。当欄に記載する場合には、⑤欄の額が限度に記載できます。)</small>			⑦	
合計金額 (⑤+⑥+⑦) ⇒寄附金等収入金額 = Ⅰ		(自動計算⇒)	⑧	

経常収入金額		(自動計算⇒)	Ⅱ	
--------	--	---------	---	--

(※損益計算書における「経常収入」ではありません。ここでは、「総収入金額」から各控除金額を控除した値を言います。)

総収入金額(必須)			⑨	
<small>(「損益計算書」における「経常収益」+「経常外収益」の合計値です。※指定正味財産で受け入れた収入がある場合には「当期指定正味財産増減額」を加算します。)</small>				
控 除 金 額	国からの補助金等の額 <small>(※当欄又は⑦欄のいずれかのみに記載できます。)</small>		⑩	
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額		⑪	
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額		⑫	
	資産の売却収入で臨時的なものの金額		⑬	
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額		⑭	
	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額 <small>(③欄から自動転記⇒)</small>		⑮	
	寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額 <small>(④欄から自動転記⇒)</small>		⑯	
差引金額 (⑨－⑩～⑯) ⇒経常収入金額 = Ⅱ		(自動計算⇒)	⑰	